

イーヴァーサービス利用約款

グループウェア株式会社

グループウェア株式会社が提供する共用レンタルサーバー「イーヴァー」（以下、イーヴァーサービス）というの利用を目的とする契約の内容やその申込方法等については、このイーヴァーサービス利用約款で定めています。契約の申込の前に、必ずこのイーヴァーサービス利用約款の内容を確認してください。

第1章 イーヴァーサービス利用約款の目的

第1条（イーヴァーサービス利用約款の目的）

このイーヴァーサービス利用約款は、グループウェア株式会社（以下、「当社」という）が提供するイーヴァーサービスの利用を目的とする契約（以下、「イーヴァーサービス利用契約」という）の内容およびその申込方法等について定めます。

第2章 イーヴァーサービス利用契約の成立

第2条（申込の方法）

- イーヴァーサービス利用契約の申込の方法には、当社が公開しているウェブサイトから申し込む方法と、申込書により申し込む方法の2通りがあります。
- 当社が公開しているウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームの必要事項を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
- 申込書により申し込む場合には、当社が別に定める様式の申込書の必要事項を漏れなく記入し、捺印のうえ、これを当社に提出してください。
- イーヴァーサービス利用契約の申込に際しては、次の各号に掲げるそれぞれの項目について、当社が本条第2項において定めるウェブサイト上の申込フォームまたは前項において定める申込書に掲げるものの中から希望するものを選んでください。
 - イーヴァーサービス利用契約の種類（以下、「サービスプラン」という）
 - イーヴァーサービス利用契約の存続期間（以下、「契約期間」という）
 - 料金の支払方法
- イーヴァーサービス利用契約の申込に際しては、このイーヴァーサービス利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、このイーヴァーサービス利用約款の内容の全部または一部を承諾しないかたについては、イーヴァーサービス利用契約の申込およびイーヴァーサービスの利用を拒絶しますので、その場合には本条第2項において定める申込のための送信の操作または本条第3項において定める申込書の提出を行わないでください。

第3条（イーヴァーサービス利用契約の成立要件）

イーヴァーサービス利用契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。

- 前条第2項において定める申込の情報または前条第3項において定める申込書が当社に到達すること。
- イーヴァーサービス利用契約の申込者（以下、「お客さま」という）が第37条において定める料金の全部を当社に支払うこと。
- 当社が別に定めるドメインサービス利用約款にもとづき契約を行うこと。
- イーヴァーサービス利用契約のお客さまが第5条1項各号に掲げるいずれかの事由に該当していないこと。
- 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。

第4条（イーヴァーサービス利用契約の成立時期）

- イーヴァーサービス利用契約は、当社が承諾の通知をお客さまに発信した時に成立するものとします。
- 前項の承諾の通知は、電子メールを用いてこれを行います。

第5条（承諾を行わない場合）

- 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、イーヴァーサービス利用契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - お客さまがこのイーヴァーサービス利用約款に違反してイーヴァーサービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - お客さまが当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合または過去において遅滞の生じたことがあ

る場合。

- (3) お客様がイーヴァーサービス利用契約の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) お客様が申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人であって、自らの行為によって確定的にイーヴァーサービス利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人またはその他の同意権者の同意または追認がない場合。
 - (5) お客様が反社会的な団体である場合またはお客様が反社会的な団体の構成員である場合。
 - (6) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合または支障の生じる恐れがある場合。
2. 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨をお客さまに通知しません。

第3章 サービス

第1節 総則

第6条（イーヴァーサービスの利用の開始）

このイーヴァーサービス利用約款においては、当社がイーヴァーサービス利用契約にもとづいてお客さまに提供するサービスを「イーヴァーサービス」といいます。

第7条（共用サーバー）

1. イーヴァーサービスのうち当社がお客さまにサーバーの機能を提供するものについては、お客さまが一台のサーバーを他の利用者と共に利用する形をとるものとします。
2. このイーヴァーサービス利用約款においては、当社がお客さまに提供する前項のサーバーの機能を「共用サーバー」といいます。

第8条（イーヴァーサービスの利用の開始）

お客さまは、前章において定めるところによりイーヴァーサービス利用契約が成立した時からイーヴァーサービスを利用することができます。

第9条（ドメイン名でのイーヴァーサービスの利用）

当社は、別に定めるドメインサービス利用約款にもとづき契約したドメイン名でイーヴァーサービスを利用することができます。

第10条（サポート）

1. 当社は、イーヴァーサービスに関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

第11条（ログの非公開）

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、当社がお客さまに提供する共用サーバーに対するアクセスの状況の記録（以下、「ログ」という）の内容をお客さまに知らせるサービスを提供しません。
2. 当社は、当社がログの内容をお客さまに知らせないことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第12条（データ等のバックアップ）

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、共用サーバーに保存されたデータ等について、その毀滅に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
2. 当社は、共用サーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これを復元するサービスを提供しません。
3. 当社は、共用サーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、共用サーバーに保存されたデータ等の毀滅に備えて定期的にその複製を行うことをお客さまに強く推奨します。

第13条（インターネットへの接続）

当社は、お客さまがその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。イーヴァーサービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイヤルアップIP接続サービス利用契約の締結、または専用回線サービス利用契約の締結等、お客さまの端末機器をインターネットに接続するための手段をお客さまの責任において用意する必要があります。

第14条（経路等の障害）

当社は、イーヴァーサービスをお客さまに提供するために当社が利用する電気通信事業者またはその他の事業者の設備の故障等により、お客さまがイーヴァーサービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第15条（パスワード等の管理）

1. お客さまは、当社がお客さまに発行したユーザーIDおよびパスワード（以下、「パスワード等」という）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、当社が運用する各種のサーバー（共用サーバーを含む。以下、「当社のサーバー」という）にアクセスしようとする者に対してユーザーIDおよびパスワードの入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確認するシステム（以下、「パスワード照合システム」という）を用いる場合には、正しいユーザーIDを構成する文字列と入力されたユーザーIDを構成する文字列および正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
3. 当社は、当社がお客さまに発行したパスワード等が不正に使用されたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社は、第三者がパスワード照合システムの動作を誤らせ、またはその他の方法で当社のサーバーに不正にアクセスしたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. お客さまは、本条第1項において定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第16条（過大な負荷を与えることの禁止）

お客さまは、当社のサーバーまたはその他の設備に過大な負荷を与えるような方法でイーヴァーサービスを利用してはいけません。

第17条（お客さまと第三者との間における紛争）

お客さまは、イーヴァーサービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害およびその他一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

第18条（インターネットにおける慣習の遵守）

お客さまは、スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習を尊重しなければなりません。

第19条（違法行為等の禁止等）

1. お客さまは、イーヴァーサービスを利用して、法令により禁止されている行為もしくは公序良俗に反する行為を行い、または第三者にこれを行わせてはいけません。
2. お客さまは、当社がお客さまに提供しているイーヴァーサービスを第三者が不正に利用して、いわゆるフィッシングサイトの運用等、法令により禁止されている行為または公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。

第20条（アダルトサイト等の禁止）

1. お客さまは、イーヴァーサービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風俗営業法」という）の定める性風俗関連特殊営業を行い、もしくは第三者にこれを行わせ、または風俗営業法の定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧もしくは利用に供し、または第三者にこれを行わせてはいけません。
2. 前項において定めるもののほか、お客さまは、イーヴァーサービスを利用して、文字、画像、音声またはその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧もしくは利用に供し、または第三者にこれを行わせてはいけません。

第21条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. お客さまは、イーヴァーサービス利用契約にもとづくお客さまの地位およびイーヴァーサービス利用契約にもとづき当社に対してサービスの提供を求めることを内容とするお客さまの権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することができません。
2. お客さまは、当社が別に定める場合を除くほか、イーヴァーサービス利用契約にもとづいて当社がお客さまに提供するサービスを有償または無償で第三者に利用させることができません。

第22条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. お客様は、当社の事業に関する技術上または営業上の情報であって公然と知られていないものまたは当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報（以下、本条において「入手情報」という）の存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用してはいけません。
2. 前項の規定は、イーヴァーサービス利用契約の終了後も、これを適用するものとします。
3. お客様は、イーヴァーサービス利用契約の終了時まで、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還する義務を負うものとします。

第23条（当社からの連絡）

1. 当社がお客様に対して電子メール、郵便またはファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の連絡の内容をお客様が理解しているものとしてイーヴァーサービスの提供およびイーヴァーサービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物またはファックス等をお客様が受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

第24条（当社からの問い合わせ）

1. 当社は、イーヴァーサービスをお客様に提供するにあたり必要な手続を行うため、電子メール、郵便またはファックス等でお客様に対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。
2. 前項により当社がお客様に問い合わせる事項は、当社がイーヴァーサービスをお客様に提供するために必要なものです。したがって、前項の場合には当社がお客様に求める事項を速やかに当社に通知し、不明の点があるときは当社に問い合わせてください。
3. 当社は、当社がお客様に前2項の問い合わせを行った日から1カ月、または別途記載する日付のより短い期間を経過してもお客様が当社に対して必要な応答を行わず、このために当社がイーヴァーサービスをお客様に提供するにあたり必要な手続またはその他の事務等を履践することができないときは、お客様に対するイーヴァーサービスの一部の提供を取り止めることがあります。
4. 前項の規定は、お客様が次条において定める変更の届出を行わないために本条第1項の問い合わせがお客様に到達せず、このために当社がイーヴァーサービスをお客様に提供するにあたり必要な手続またはその他の事務等を履践することができない場合にこれを準用します。
5. 当社は、前2項にもとづいてお客様に対するイーヴァーサービスの一部の提供を取り止める旨をお客様に通知したときは、当社がその通知をお客様に発信した日をもって当該一部のサービスの提供を終了します。
6. お客様は、前項において定めるところにより当社がイーヴァーサービスの一部の提供を取り止めた場合であっても、すでに発生した本来の当該一部のサービスを利用することができる期間の満了日までの間の当該一部のサービスの料金の償還を受けることはできません。

第25条（変更の届出）

1. イーヴァーサービス利用契約の申込の際に申込フォームに入力した事項または申込書に記入した事項について変更があったときは、その旨および変更の内容を速やかに当社に届け出てください。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行う義務を負うものとします。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとしてイーヴァーサービスの提供およびイーヴァーサービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 本条第1項および第2項の規定は、相続または合併によりイーヴァーサービス利用契約にもとづくお客様の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、イーヴァーサービス利用契約にもとづくお客様の地位を承継したかたが、本条において定める変更の届出を行ってください。

第26条（イーヴァーサービスの利用に関する規則）

1. 当社は、イーヴァーサービスの利用に際してお客様が遵守すべき事項を明らかにするために、このイーヴァーサービス利用約款とは別に予告なくイーヴァーサービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客様に知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客様に知らせます。

3. お客様は、このイーヴァーサービス利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

第27条（イーヴァーサービスの提供の停止）

1. 当社は、お客様について第46条第1項各号に掲げるいずれかの事由があるとき、または当社がお客様に提供しているイーヴァーサービスについて第三者がいわゆるフィッシングサイトの運用等、第19条第1項において定める行為を行っているときは、直ちに無催告でそのお客様に対するイーヴァーサービスの提供を停止することができます。
2. お客様は、前項により当社がお客様に対するイーヴァーサービスの提供を停止した場合であっても、すでに発生した料金等の償還を受けることはできません。
3. 当社は、本条第1項にもとづいて当社がイーヴァーサービスの提供を停止したことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第28条（イーヴァーサービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、お客様に対して現に提供しているイーヴァーサービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項において定めるイーヴァーサービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨をお客様に通知します。
3. 当社は、本条第1項において定めるイーヴァーサービスの廃止によりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第29条（免責）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客様または第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
 - (1) 共用サーバーに蓄積または転送されたデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録（以下、単に「データ等」という）が当社のサーバーもしくはその他の設備の故障またはその他の事由により滅失し、毀損し、または外部に漏れたこと。
 - (2) お客様または第三者が共用サーバーに接続することができず、または共用サーバーに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (3) お客様または第三者が共用サーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、またはこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、イーヴァーサービス自体によりお客様または第三者に生じた損害およびイーヴァーサービスに関連してお客様または第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

第2節 ホスティングサービス

第30条（この節の規定の適用対象）

この節の規定は、イーヴァーサービス利用契約にもとづいて当社が提供するホスティングサービスを利用するお客様にのみ、これを適用します。

第31条（基本サービス）

1. 当社は、サービスプランごとに当社が別に定めるところに従い、次の各号に掲げるサービスの一方または双方を基本サービスとしてお客様に提供します。
 - (1) WWW (World Wide Web) のサービス
 - (2) 電子メールのサービス
2. 前項第1号のサービスの内容は、ウェブサイトを公開するために利用することができるWWW (World Wide Web) サーバーの機能をお客様に提供するものです。
3. 本条第1項第2号のサービスの内容は、電子メールの送受信のために利用することができる電子メールサーバーの機能をお客様に提供するものです。
4. 当社は、本条に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第32条（IPアドレス）

1. 当社は、共用サーバーの提供に際して、当社が割り当てる権限を有する特定のIP (Internet Protocol) アドレスをお客様に割り当てます。ただし、サービスプランによっては、他の利用者と同じIPアドレスを割り当てる場合や、IPアドレスの割り当

てを行わない場合があります。

2. 当社は、前項において定めるところにより割り当てた I P アドレスを第 4 条において定める承諾の通知の際にお客さまに知らせます。
3. 当社は、本条第 1 項但書の場合には、ドメイン名を用いることなく共用サーバーを利用するための方法を第 4 条において定める承諾の通知の際にお客さまに知らせます。
4. 当社は、本条第 1 項において定めるところにより割り当てた I P アドレスを予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 3 3 条 (オプションサービス)

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを第 3 1 条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. お客さまは、本条第 1 項にもとづいて当社がお客さまに提供するオプションサービスの全部または一部について、いつでも将来に向かってその利用を取り止めることができます。
4. 前項の場合には、当社の定める方式に従って当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、当該オプションサービスの利用を取り止める効果は生じません。
5. お客さまは、前項において定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、当社がその通知を発信した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとします。
6. お客さまは、前 3 項において定めるところによりオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、すでに発生した本来の当該オプションサービスを利用することができる期間の満了日までの間のオプション料金の全部または一部の償還を受けることはできません。

第 3 節 ドメインポインタサービス

第 3 4 条 (この節の規定の適用対象)

この節の規定は、イーヴェアサービス利用契約にもとづいて当社が提供するドメインポインタサービスを利用するお客さまにのみ、これを適用します。

第 3 5 条 (基本サービス)

1. 当社は、サービスプランごとに当社が別に定めるところに従い、ウェブ転送サービスを基本サービスとしてお客さまに提供します。
2. 前項のサービスの内容は、お客さまが他所で公開しているウェブサイトをそのウェブサイトを特定するために使用しているドメイン名と異なるドメイン名でも利用することができるようにする目的で、いわゆるウェブ転送の機能をお客さまに提供するものです。
3. 当社は、本条に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 3 6 条 (オプションサービス)

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. お客さまは、本条第 1 項にもとづいて当社がお客さまに提供するオプションサービスの全部または一部について、いつでも将来に向かってその利用を取り止めることができます。
4. 前項の場合には、当社の定める方式に従って当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、当該オプションサービスの利用を取り止める効果は生じません。
5. お客さまは、前項において定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとします。
6. お客さまは、前 3 項において定めるところによりオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、すでに発生した本来の当該オプションサービスを利用することができる期間の満了日までの間のオプション料金の全部または一部の償還を受けることはできません。

第4章 料金

第37条 (料金の種類)

1. お客さまは、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
 - (1) 初期費用
 - (2) 利用料金
2. お客さまが第33条または第36条にもとづいて当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、前項において定める料金のほか、オプション初期費用およびオプション利用料金を当社に支払うものとします。
3. 当社は、既存の特定のサービスプランまたは新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客さまについて、前2項において定める料金以外の料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、前2項において定める料金のほか、本項により当社の定める料金を当社に支払うものとします。
4. イーヴァーサービスの利用およびその料金の支払に際して生じる公租および公課等については、お客さまがこれを負担するものとします。
5. お客さま事由により生じる授受における銀行振込手数料および料金の支払に際して生じるその他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。
6. 本条の規定は、第44条において定めるところによりイーヴァーサービス利用契約が更新される場合にこれを準用します。ただし、本条第1項第1号の料金については、この限りではありません。

第38条 (料金の価格)

1. 当社は、前条において規定するすべての料金についてあらかじめその価格を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた料金の価格を予告なく変更することがあります。変更された料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。

第39条 (料金の支払方法)

1. お客さまは、イーヴァーサービス利用契約の申込の際に第2条第4項にもとづいて料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。
 - (1) 当社の銀行預金口座への振込
 - (2) お客さまの銀行預金口座または郵便貯金口座からの振替
2. 前項において口座振替を選択された場合には、後日口座振替に関する手続きに必要な書類の提出を行うものとします。
3. サービスプランまたは第43条において定めるイーヴァーサービス利用契約の存続期間によっては、本条第1項各号の支払方法のうち、利用することのできない支払方法がある場合があります。利用することのできない支払方法がある場合は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせますので、それ以外の支払方法を選んでください。
4. 当社は、特定のお客さまについて、本条第1項各号の支払方法と異なる支払方法を定める場合があります。

第40条 (料金の支払時期)

1. 料金は、初回の支払いはこれを前払いとします。ただし、当社が別に定める場合には、この限りではありません。
2. 初回以降に発生した料金（オプション追加、契約更新等で発生した料金）については、これを後払いとします。ただし、当社が別に定める場合には、この限りではありません。

第41条 (早期の解除の場合の料金の返金)

1. 当社の提供するイーヴァーサービスについてお客さまが満足することができなかった場合には、当社は、本条において定めるところに従って料金の一部を返金します。
2. 当社は、お客さまが第45条第2項にもとづいて当社の定める「即解約」の方式に従ってイーヴァーサービス利用契約の解除を行い、その解除の通知がそのイーヴァーサービス利用契約の成立した日から20日以内に当社に到達した場合には、そのお客さまがイーヴァーサービス利用契約の申込の際に当社に支払った本来の契約期間の満了日までの間の所定の料金等のうち、全ての初期費用を除く利用料金の全部に相当する金額を当社の別に定める方法によりお客さまに返金します。
3. 本条において定める返金は、よりよいサービスの開発を目的としてイーヴァーサービス利用契約の解除の際に当社が実施するアンケート調査に協力したお客さまについてのみ、これを行います。

第42条 (イーヴァーサービスの利用不能の際の料金の返金)

1. 当社の責めに帰すべき事由によりイーヴァーサービスの全サービスを24時間以上お客さまが利用することができなかった場合には、当社は、本条において定めるところに従って料金の一部を返金します。
2. 本条において定める返金は、当社が別に定める方法により、イーヴァーサービスの利用不能の事実を当社に通知したお客さまについて、これを行います
3. 本条第2項にもとづく返金の金額の算出にあたっては、前項の通知が当社に到達し、当社が利用不能の事実を確認した時からこれを起算するものとします。
4. 前3項において定める返金の要件を満たす場合であってもイーヴァーサービスの利用不能が次の各号に掲げるいずれかの事由により生じたときは、本条において定める返金は、これを行いません。
 - (1) 当社のウェブサイトへの掲載等の適当な方法により当社が事前にお客さまに知らせた日時に当社のサーバーまたはその他の設備の保守等のための作業を行ったこと。
 - (2) 戦争、暴動、同盟罷業、内戦等が発生したこと、または通商を禁止する措置がとられたこと。
 - (3) 裁判所または行政庁等公的機関のやむを得ない措置がとられたこと。
 - (4) 火災、天災、交通機関の運行の停止や遅延、電気通信の障害や遅延が生じたこと。
 - (5) ウイルスの配布やクラッキングが行われたこと。
 - (6) 電子商取引、代金の決済、チャット、統計、またはその他の用途のソフトウェアに瑕疵があったこと。
 - (7) お客さまにイーヴァーサービスを提供するために当社が運用する当社サーバーを適切に動作させるために必要な部品や電力等の供給を当社が受けられないこと。

第5章 イーヴァーサービス利用契約の更新および終了等

第43条 (契約期間)

1. 第2条第4項によりお客さまが選んだ契約期間をもって、そのイーヴァーサービス利用契約の契約期間とします。
2. ある月の途中においてイーヴァーサービス利用契約が成立した場合には、そのイーヴァーサービス利用契約の成立した日から契約期間に相当する期間が経過した日をもって、そのイーヴァーサービス利用契約の存続期間の満了日とします。
3. 前2項の規定は、第44条において定めるところにより更新されたイーヴァーサービス利用契約にこれを準用します。この場合には、本条第2項における「成立した」は、これを「更新された」と読み替えるものとします。

第44条 (イーヴァーサービス利用契約の更新)

当社は、契約期間の満了日の14日前までにお客さまから管理画面を通し当社へ、そのイーヴァーサービス利用契約を更新しない旨の通知がないときは、契約の更新を行ったものとし、契約期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。

第45条 (お客さまの行う解除)

1. お客さまは、いつでもイーヴァーサービス利用契約の解約を当社の定める解除の方式によって行うことができます。
2. 前項における当社の定める解除の方式と定義は以下の2通りとします。
 - (1) 「即解約」 お客さまから満了日の14日前までに管理画面を通し当社へ解約の通知がある場合には、満了日までの残りの期間を待たずして解除処理を行い、当社の必要とするデータ以外のものを破棄します。
 - (2) 「満了日解約」 お客さまから満了日の14日前までに管理画面を通し当社へ満了日解約の通知がある場合には、満了日をもって解除処理を行い、当社の必要とするデータ以外のものを破棄します。
3. お客さまは、本条において定める解除を行った場合であっても、すでに発生した本来の契約期間の満了日までの間の所定の料金等の全部または一部の償還を受けることはできません。

第46条 (当社の行う解除)

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告でイーヴァーサービス利用契約の解除を行うことができます。
 - (1) お客さまが、このイーヴァーサービス利用約款の定める義務に違背した場合。
 - (2) お客さまが所定の料金等の支払のために当社に交付した手形、小切手またはその他の有価証券が、不渡りとなった場合。
 - (3) お客さまについて破産手続またはその他の倒産手続が開始した場合。
 - (4) お客さまが、当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (5) お客さまが反社会的な団体である場合またはお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。

- (6) お客さまが、発生した料金の支払いに応じない、または応じる意思がないと当社が判断した場合。
 - (7) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合または重大な支障の生じる恐れがある場合。
 - (8) 当社が本条において定める解除を行ったときは、そのイーヴァーサービス利用契約は、その解除の通知を当社がお客さまに発信した日をもって終了するものとします。
2. 当社は、本条において定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第6章 紛争の解決等

第47条 (準拠法)

イーヴァーサービス利用契約の準拠法は、日本国の法令とします。

第48条 (裁判管轄)

イーヴァーサービス利用契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第49条 (紛争の解決のための努力)

イーヴァーサービス利用契約にもとづく権利または法律関係について紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第7章 イーヴァーサービス利用約款の改定

第50条 (イーヴァーサービス利用約款の改定)

当社は、実施する日を定めてこのイーヴァーサービス利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、イーヴァーサービス利用契約の内容は、改定されたイーヴァーサービス利用約款の実施の日から、改定されたイーヴァーサービス利用約款の内容に従って変更されるものとします。

付則 (2011年6月1日作定)

このイーヴァーサービス利用約款は、2011年6月1日に作定し、即日実施します。